

豊田市公告第423号

下記のとおり入札後資格確認型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年8月19日

豊田市長 太田 稔彦

記

Ⅰ 案件に関する事項		
1	契約種別	買入 B260817S008
2	整理番号	207
3	供給物品	再生コピー用紙（複数単価契約） 数量:1式
4	供給場所	豊田市全域
5	供給期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日
6	営業品目	製造・販売一紙・紙製品 紙
7	購入物品概要	再生コピー用紙：A3、A4、B4 ※令和8年度後期分 ※サイズごとの1箱当たりの複数単価契約 ※仕様発注
8	予定価格（税抜き）	事後公表
9	仕様書等の入手方法	あいち電子調達共同システム（物品等）からダウンロード
10	仕様書等の入手期間	令和8年8月19日（水）午後2時0分から 令和8年9月2日（水）午後5時0分まで
11	質問及び同等品申請	令和8年8月25日（火）午後5時0分までに担当課へ 仕様等の変更が生じた場合は、令和8年8月27日（木）午後5時0分に電子調達システムに再掲載
12	入札（現場）説明会	無
13	担当課	契約課 0565-34-6616
Ⅱ 参加資格に関する事項		
1	資格確認申請方法	電子調達システムで入札にあわせ「入札時添付資料」に記載の資料を添付
2	資格確認申請期間	入札日時に同じ
3	資格確認方法	入札後に落札候補者の資格を確認
＜参加資格＞		
(1)	共通	A 豊田市競争入札参加資格を有する者であること。 B 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 C 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者でないこと。 D 本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。 E 暴力団排除の対象となる者でないこと。 F 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。 G 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
(2)	地域要件	豊田市内本店又は豊田市内支店
(3)	登録要件	製造・販売一紙・紙製品一紙
(4)	実績要件	上記登録要件の営業品目における 令和4年4月以降 官公庁民間問わず1件あたり契約実績80万円以上（申請時に実績を証する書面を添付すること）
Ⅲ 入札に関する事項		
1	入札種別	電子
2	入札方式	入札後資格確認型一般競争入札

3	入札日時	令和8年9月1日（火）午前9時0分から 令和8年9月2日（水）午後5時0分まで
4	開札日時	令和8年9月3日（木）午前9時0分から整理番号順
5	開札場所	豊田市役所 総務部契約課（南庁舎3階）
6	入札保証金	免除
7	入札方法	指定期間内に電子入札システムで入札
8	入札回数	1回
9	入札時添付資料	要（実績を証する書面の写し・見積明細・契約締結方法確認書）
10	不落随契	有
11	調査基準等価格区分	無
12	入札特定条件	落札決定にあたっては、単価を設定する項目（物品等）ごとに記載された金額が各予定価格を下回り、各予定数量を乗じた合計額が最低の価格の者を契約予定者とします。 見積明細として供給物品明細書を作成し添付すること。
IV 契約に関する事項		
1	契約書作成	要
2	契約保証金	要
3	契約締結予定年月日	令和8年9月9日（水）
4	契約の場所	豊田市役所 総務部契約課（南庁舎3階）
5	建設リサイクル法	非該当
6	個人情報保護	非該当
7	情報セキュリティ	非該当
8	契約特記	無
9	支払特記	無

0301B告

0301B告

※ 案件に関する事項について

(1) 案件の詳細

「設計図書（仕様書）等の入手方法」に従って設計図書、仕様書等を入手してください。

○あいち電子調達共同システム（物品等） URL <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

○豊田市ホームページ URL <http://www.city.toyota.aichi.jp>

(2) 案件に関する質問等

案件に関する質問は、「質問及び同等品申請」に従って「担当課」へお問い合わせください。

(3) 同等品の納入について

購入する物品は購入物品明細書又は仕様書に記載された基準品のいずれかから選択し、納入してください。なお、同等品可の物品については、「質問及び同等品申請」に従って同等品承認を受けた場合に限り同等品を納入することができます。

同等品で納入を予定しているにもかかわらず、承認を受けずに入札等に参加されることのないように注意してください。

なお、基準品の後継品の場合、同等品申請期限までに申請が無い場合でも、同等品と認められる場合があります。

※ 入札（見積）参加資格に関する事項について

(1) 参加資格

[共通要件]

「共通」に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

＜A＞：豊田市に参加資格審査を申請し、承認された資格を、公告日に有する必要があります。

＜B＞：本案件への入札参加申請日（一般競争入札の場合は一般競争入札参加資格確認申請書の提出日、入札後資格確認型一般競争入札の場合は入札書の提出日をいう。以下同じ。）から落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者は参加できません。

＜C＞：本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。

＜D＞：本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、豊田市入札参加停止等要綱第2条、第3条及び第7条に規定する入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者は参加できません。

＜E＞：本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者は参加できません。

＜F＞：本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

＜G＞：本案件への入札参加申請日から落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

[地域要件]

「地域要件」に示す用語は、次に定めるところによります。

＜豊田市内本店＞：豊田市内に主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者をいいます。

＜豊田市内支店＞：豊田市内に主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を有する者をいいます。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

＜愛知県内本店＞：愛知県内に主たる営業所を有する者をいいます（豊田市内本店を含みます）。

＜愛知県内支店＞：愛知県内に主たる営業所以外の営業所を有する者をいいます（豊田市内支店を含みます）。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める「欧州連合の供給者」にあつては、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定の適用を受ける調達に限り、「地域要件」を適用しません。なお、公告日に豊田市競争入札参加資格者名簿に登載がない欧州連合の供給者は参加資格がありません。今後、豊田市競争入札参加資格者名簿に登載を希望する場合は、豊田市役所総務部契約課までご連絡ください。

[登録要件]

「登録要件」に業種（営業品目）の記載がある場合、記載された該当業種（営業品目）を希望業種（営業品目）として豊田市入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。

[実績要件]

「実績」を求める場合、登録要件として示した営業品目について、官公庁、民間を問わず1件あたりで定める金額以上の契約実績が必要です。資格確認申請時に、次に示す『実績を証する書面』を提出してください。

『実績を証する書面』は、原則として実績とする契約書の写しを提出してください。民間との契約で契約書がない場合は、日付、相手方、契約金額、品名及び機器内訳と金額が確認できるものを提出してください。金額が一式で記載されている場合は当該機器等の価格が確認できるものを提出してください。なお、共同企業体等での実績の場合は、貴社の当該機器等に係る価格が確認できるものを提出してください。

[営業許可等要件]

「営業許可等要件」に必要な許可等が記載されている場合は、契約を締結する営業所が当該許可等を有している必要があります。許可等を証する書面の写しを提出してください。

[資格者等要件]

「資格者等要件」に必要な資格者等が記載されている場合は、資格等を証する書面の写しを提出してください。

(2) 資格の確認等

☆「入札方式」が“入札後参加資格確認型一般競争入札”の場合

開札後、落札候補者となった者を対象に、公告日現在での入札参加資格を確認します。入札日時にあわせて「実績要件」に示す『実績を証する書面』を提出してください。提出方法は(3)資格確認申請を参照してください。

☆「入札方式」が“一般競争入札”の場合

入札前に公告日現在での入札参加資格を確認しますので、期限までに入札参加資格確認申請をし確認を受けてください。確認を受けないと本入札に参加することができません。

(3) 資格確認申請等

申請資料等は、「設計図書（仕様書）等の入手方法」に準じてダウンロードしてください。以下により入札参加資格確認申請（以下「資格確認申請」という。）をしてください。資格確認申請にあたって虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、入札を無効とします。

☆☆「入札種別」が“紙”の場合

①申請書に代表者等の印を捺印の上、豊田市役所契約課（「問合せ先」を参照）窓口へ申請書1部を提出してください。「実績要件」で実績を求める場合は、『実績を証する書面』を添付してください。

②資格確認申請の期間は、「資格確認申請期間」に記載する期間の市役所の開庁時間（平日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）となります。

③確認通知は、通知発行時に電話で連絡をします。

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

①あいち電子調達共同システム（物品等）で必要な事項を入力し、「実績要件」で実績を求める場合は、『実績を証する書面』を添付して送信してください。

・添付するファイル名は「＜会社名＞申請資料」（10文字以内で案件名等を追加することは可とします。）としてください。なお、ファイルの添付ができない場合は、資格確認申請期間内に豊田市役所契約課へファックス又は直接提出してください。

・紙による資格確認申請は、原則として認められません。ただし、豊田市物品等電子入札実施要領第14条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承認を得た場合に限り行うことができます。

・入札に係る手続きは電子調達システムを使用するため、入札に参加するには、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しており、かつ電子調達システムへICカードの利用者登録を行っていることが必要となります。

②資格確認申請の期間は、「資格確認申請期間」に記載する期間の共同システム利用時間（平日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで）となります。ただし、申請期間の最終日は、午後5時までの受付となります。

③「入札方式」が“入札後参加資格確認型一般競争入札”の場合は資格確認通知はありません。「入札方式」が“一般競争入札”の場合は「資格確認通知書発行日」に電子調達システムにより通知します。

※ 入札(見積)に関する事項について

(1) 入札(見積)の執行

- ①入札日までに本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加資格を取り消すことがあります。
- ②入札参加者が1人以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。
- ③入札保証金は、豊田市契約規則第11条の規定により免除します。

☆☆「入札種別」が“紙”の場合

入札書は所定のものを使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個以上の封印をして提出してください。

会場での集合入札となりますので入札開始時間までに入場してください。入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができません。

誓約書は整理番号ごとにそれぞれ作成し、入札書封筒に同封せずに別途、入札会場で提出してください。誓約書の提出が無い場合は入札へ参加することができません。

事前に豊田市入札心得書をよく読んで参加してください。（豊田市ホームページに掲載）

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

あいち電子調達共同システム（物品等）を使用します。「入札日時」に記載された期間中に電子調達システムに入札金額を直接入力し、送信してください。

事前に豊田市入札心得書及び豊田市物品等電子入札実施要領等をよく読んで参加してください。（豊田市ホームページに掲載）

(2) 入札（見積）の方法

入札（見積）説明書等が添付されている場合は、事前に必ずよく読んで入札（見積）に参加してください。

①入札回数は1回とします。ただし、「予定価格」が事前に公表されていない場合で落札者が無いときは再度入札（1回のみ）を行います。

②「不落随契」が“有”の場合で再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取止め、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により随意契約に移行します。

③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

④入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとします。ただし、単価契約のときは、1円未満の端数切り捨ては行いません。

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

開札時刻から落札決定までは電子調達システムによって開札状況を確認し、再度入札に備えて待機してください。（再度入札の場合は電子メールにてお知らせします。）

随意契約に移行した場合には、「保留通知書」で最低入札金額を通知しますので、随契交渉に応じる意思のある方は、指定時間内に契約課まで電話で連絡してください。指定時間内に誰も意思表示がなかった場合は、不調とします。

⑤「内訳書提出」が“要”の場合は、入札書にあわせて内訳書を提出してください。入札書に表示された入札金額と内訳書の合計が一致している必要があります。

(3) 開札の方法

☆☆「入札種別」が“紙”の場合

開札は会場で入札後速やかに行います。

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

開札は「開札日時」に「開札場所」で行います。

(4) 落札方法

落札の決定方法は、入札方式等の区分により以下のとおりとします。

ただし、案件の性質上これにより難しい場合（複数単価、リース前段、売払など）は、別に決定方法を指示することがあります。

☆「入札方式」が“入札後参加資格確認型一般競争入札”の場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した上で落札者となります。当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者の方を落札候補者とし入札参加資格を確認します。なお、入札参加資格の確認は、原則、開札日の翌日までに行い、落札者を決定します。

☆調査基準等価格の設定がない場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者となります。なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(5) 無効な入札

以下の入札（見積）は、無効とします。

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に到達しない入札
- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・記名及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札（従業員が入札に参加する場合の委任状は不要）
- ・所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ・金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・訂正抹消した箇所に押印のない入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

以下の事項も無効とします。

- ・入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- ・電子署名及び電子証明書のない入札
- ・同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- ・特定共同企業体において、代表者名義のＩＣカードによらない入札
- ・特定共同企業体において、特定共同企業体名のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- ・積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の提出のない入札及び積算内訳書に記載のない入札

(6) 入札結果等の公表

- ①「入札種別」が“電子”の場合は、電子調達システムで入札結果等を公表します。
- ②「入札種別」が“紙”の場合は、豊田市ホームページで入札結果等を公表します。

※ 契約に関する事項について

(1) 契約の締結

「契約書作成」が“要”の場合には、契約書の締結が必要です。豊田市契約規則で規定する契約約款については、市のホームページで閲覧することができます。

(2) 契約保証

「契約保証金」が“要”の場合には、落札者が豊田市契約規則第３７条の免除ができる場合に該当する場合を除いて、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。

(3) 付帯契約条件

①「建設リサイクル法」が“該当”の場合には、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく契約となるため、関係書類を落札決定後、速やかに担当課へ提出してください。なお、関係書類の様式は、全て豊田市のホームページに掲載されています。

②「個人情報保護」が“該当”の場合には、個人情報の保護のために講ずべき措置を義務付けます。

③「情報セキュリティ」が“該当”の場合には、情報セキュリティ確保のために遵守すべき措置を義務付けます。

(4) 支払条件

①「支払特記」に条件の記載がある場合には、支払いに関し、特別な条件が付されます。多年度にわたる契約では、各年度ごとに支払うことのできる金額に制限がかかる場合や、契約を結んだ年度に支払いをできない場合があります。

②支払請求書は、市指定の請求書（豊田市ホームページからダウンロード）により、担当課へ提出してください。

(5) 労働環境を確保するための取組の報告

「入札特定条件」に「本案件は、豊田市公契約条例（令和３年条例第３９号）及び豊田市公契約規則（令和３年規則第６９号）に定める特定公契約対象業務委託である。」と示されている案件は、豊田市公契約条例に係る労働環境を確保するための取組の報告の対象となり、元請業者及び一次下請業者は、豊田市に対し労働環境取組報告書を提出するなどの事務手続が必要となるため、豊田市のホームページを確認してください。

※ 問い合わせ

案件に関すること以外の質問は以下へお問い合わせください。

〒４７１－８５０１ 豊田市西町３丁目６０番地 豊田市役所 総務部契約課 （南庁舎３階）

電話：０５６５－３４－６６１６ ＦＡＸ：０５６５－３４－６７８９ メール：keiyaku@city.toyota.aichi.jp